

平成29年12月18日

Press Release
報道関係各位



平成30年度 診療報酬(調剤報酬)改定等について

「平成30年度 診療報酬(調剤報酬)改定等について」、
日本薬剤師会の見解をお送り致します。

お問い合わせ先：日本薬剤師会 広報課
電話：03-3353-1171
FAX：03-3353-6270

平成 30 年度 診療報酬（調剤報酬）改定等について

本日、厚生労働大臣と財務大臣による折衝が行われ、平成 30 年度の診療報酬改定（診療報酬本体、薬価・材料価格）および介護報酬改定等について合意されました。

非常に厳しい医療保険財政の状況の中、さらには、調剤報酬や現在の医薬分業に対する厳しい指摘が見受けられる中で、診療報酬本体についてプラス改定となり、また、医科改定率に対する調剤改定率の配分が堅持されたこと（医科 1：調剤 0.3）につきましても、大変感謝するとともに納得すべきものと考えております。

しかし、後発医薬品の普及促進などに伴う備蓄医薬品に係る負担や高額医薬品が増える中、薬価等の引き下げのほか、前回改定に引き続き、通常改定分とは別に講じられるいわゆる大型駅前薬局に対する適正化の措置を考慮すれば、保険薬局の経営に厳しい内容であると言わざるを得ません。

とはいえ、その一方で、特定の薬局群を対象とする適正化措置については、本会会員を含む複数の薬局の不始末に対して社会から受けた指摘がその遠因にあることを踏まえれば、職能団体として極めて残念なことではありますが甘受せねばならぬこととも理解しております。

本会としては、今回の貴重な改定財源を、患者そして保険医療の質の向上のために活用していくとともに、「患者のための薬局ビジョン」の着実な実現に向けてさらに積極的に取り組んでいくほか、すべての保険薬剤師・保険薬局が「かかりつけ薬剤師・薬局」として地域住民への健康サポート機能を発揮し、国民の健康な生活を確保するという薬剤師の任務を全うするよう、引き続き支援していく所存です。

平成 29 年 12 月 18 日

日 本 薬 剤 師 会